

平成17年7月21日

再苦情申立書

下関市長 江島 潔 殿

再苦情申立者

広島市中区紙屋町1-2-26

三機工業株式会社中国支店

支店長 藤井 日出海

申立対象工事名	下関市浄化槽汚泥等処理施設建設工事
申立事項	<p>上記工事における入札参加資格申請の無資格理由について不服があるので、入札手続の執行の停止を申し出ます。</p> <p>1. 入札手続の執行の停止を求める期間：適正な入札条件で再告示できるまで</p> <p>2. 入札手続の執行の停止を求める理由：下記申立の根拠により貴市の財産を守る為</p>
申立の根拠	<p>当該工事の「下関市告示467号」で求める入札条件は</p> <p>施工能力の無い企業の参加を誘発する場合や、施工能力のある企業の入札参加を不適正に制限します。</p> <p>その結果、入札参加者の数が少なくなり、「公正な競争」を妨げて適正価格を上回る高額な落札を誘導します。</p> <p>適正価格を上回って支払う金額は国家や貴市の財産であり、万民はこれを守る義務があります。</p> <p>理由1. 告示2項(6)代表構成員 イ項について</p> <p>(・・・環境省又は厚生省の認める「汚泥再生処理センター」の施設を施工し、引渡した実績を有すること。)</p> <p>とありますが、昨年度以前に国内で発注された「汚泥再生処理センター」の物件に本工事で採用している資源化処理方式(助燃剤)を引渡した国内実績を有するメーカーはありません。(資料1)()</p> <p>よって、この実績要件では本工事の心臓部(資料2)()である資源化処理方式(助燃剤)を施工する技術的な能力の有無を判定できません。</p> <p>技術的な能力の無い者が応札すると、心臓部の丸投げや過大設計を誘発し、積算金額(入札金額)は高くなります。</p>

<p>申立の根拠</p>	<p>理由 2 . 「汚泥再生処理センター」の引渡し実績がある企業は国内に 12 社です。この中に橋梁談合メーカーが 5 社、別な理由で指名停止中が 1 社含まれていて、残りは 6 社しかありません。これは当該公告時に周知のことでした。</p> <p>当該工事の規模では、適正で社会的に許される入札は 10 社以上が参加可能な条件で実施するべきです。</p> <p>理由 3 . 入札条件では配置する技術者に「汚泥再生処理センター」の従事経験が必要としています。</p> <p>「汚泥再生処理センター」の用語は厚生省（現在は環境省）が 8 年前から使い始めた補助対象事業の分類用語ですが、この従事経験を求めることは、過去 7 年間に限定して「汚泥再生処理センター」のみの従事経験を求めることとなり、多くの熟練技術者の雇用環境を制限するものです。よって、上記 6 社から、さらに減る可能性があります。</p> <p>理由 4 . 入札条件では代表者と市内建築会社 3 者との共同企業体（JV）で参加を求められています。さらに市内建築会社は 1 億円以上の受注実績も付加されるので、参加できる地元企業は数少なくなります。</p> <p>弊社の調査では当該企業数は 5 ～ 6 組分しかありません。</p> <p>本工事には地下水槽築造などの土木工事があり土木工事が JV に参加できる必要があります。これで JV に参加可能な企業数が増加することになります。</p> <p>理由 5 . 「下関市条件付一般競争入札実施要領」では入札参加能力の判定基準として、同種・同規模工事の施工実績を求めています。</p> <p>本工事は工事名にある通り、技術的に「汚泥再生処理センター」ではありません。「汚泥再生処理センター」には高度水処理設備が不可欠ですが、本工事では固液分離後のろ液を未処理のまま隣接の彦島下水処理場に放流します。（資料 2 参照）（ ）</p> <p>「下水終末処理場における汚泥脱水設備工事」が、まさに同種・同規模工事であり、公告直後に裁量範囲内で条件追加をお願い致しましたが却下された経緯があります。</p> <p>「下水終末処理場における汚泥脱水設備工事」を入札条件に加えれば、10 社以上が参加可能となります。</p>
--------------	--

（ ）資料は省略（下関市契約室において閲覧できます。）